

データエントリー業務委託【単価契約】 仕様書

- 1 件 名 データエントリー業務委託【単価契約】
- 2 履行場所 受託者事業所等（酒田市地内）
- 3 契約期間 契約の日から令和8年3月31日まで
- 4 委託期間 契約の日（入札日）～令和8年3月31日
- 5 業務内容 以下の課税資料等データのデータ入力
 - ①給与支払報告書（総括表・個人別明細書）
 - ②償却資産申告書（種類別明細書）

（1）データ入力想定件数

【別紙1】データ入力件数内訳書のとおり。

（2）データ入力

- ・入力内容は、下記の各入力データパンチレイアウト（例）のとおり。
- ・入力方法は、ベリファイ入力を行うものとする。

【別紙2】給報総括表パンチレイアウト

【別紙6】償却資産申告書パンチ入力例

【別紙3】給与支払報告書パンチレイアウト

- ・給与支払報告書パンチ様式

【別紙7】償却資産申告書（増加資産）

【別紙4】給報総括表パンチ様式

【別紙8】償却資産申告書（減少資産）

【別紙5】給報パンチ仕様書

【別紙9】償却資産明細書FDフォーマット

（3）入力データ引渡し時期及び引渡し方法

①給与支払報告書

- ・引渡し時期は、1月上旬から3月下旬までの各週2回とする。
- ・引渡し方法は、委託者が履行場所に搬入するものとし、入力データの搬入搬出については委託者が行うものとする。

②償却資産申告書

- ・引渡し時期は、1月下旬、2月上旬、2月中旬の3回とする。
- ・引渡し方法は、上記①給与支払報告書の場合と同様とする。

（4）納期及び納品

①給与支払報告書

- ・納期は、各回データ引渡し後4日以内とする。

- ・納品は、委託者が用意するUSBメモリーで、その都度行うものとする。

②償却資産申告書

- ・納期は、2月末日までとする。

- ・納品は、委託者が用意するUSBメモリーで、その都度行うものとする。

(5) 作業機器等

本業務で使用する作業機器等については、受託者の負担とする。

(6) 業務報告

受託者は、毎月業務終了後に「データエントリー報告書」を提出するものとする。「データエントリー報告書」には、当該月のデータ入力件数、作業者氏名、作業日数等を記載すること。

6 委託料の支払い

委託料は、業務報告書の検査合格後、1か月ごとに契約単価に実績を乗じて算出される金額を支払うものとし、委託者は、受託者より正当な請求書を受け取った日から30日以内に委託料を支払うものとする。

7 個人情報の取り扱い

(1) 受託者は、本業務の処理上、知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。業務完了後もまた同様とする。

(2) 受託者は、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守すること。

(3) 受託者は、委託者から個人情報を扱う従業員に対する監督・教育及び別記の特記事項の遵守状況について報告を求められた場合は、それを委託者へ報告するものとする。

8 その他

(1) 受託者は、委託内容の一部又は全てを第三者へ再委託することはできないものとする。

(2) 本仕様書に定めのない事項及び本仕様書の内容に疑義が生じた事項については、委託者と受託者が協議して実施方法等を定めるものとする。

別記

個人情報の取扱いに関する特記事項

(総則)

第1条 本委託業務の履行に係る個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）の取扱いに関する内容は、次の条項によるものとする。

(基本的事項)

第2条 受託者及び本委託業務に従事する者（過去に従事した者を含む。以下「委託業務従事者」という。）は、個人情報の保護の重要性を認識し、本委託業務の遂行に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適切に取り扱わなければならない。

(秘密の保持等)

第3条 受託者及び委託業務従事者は、本委託業務に関して知り得た個人情報を本委託業務の遂行以外に使用し、又は提供してはならない。

- 2 受託者及び委託業務従事者は、保有した個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。
- 3 前2項の規定については、本委託業務が終了した後においても同様とする。

(責任体制の整備及び報告)

第4条 受託者は、本契約における個人情報の取扱いに関する責任者及び委託業務従事者を定め、内部における個人情報の安全管理について責任体制を構築し、その体制を維持するとともに本契約における次に掲げる内容を記載した書面により委託者に報告しなければならない。

- (1) 個人情報の取扱いに関する責任者
- (2) 委託業務従事者の管理体制
- (3) 委託業務従事者の実施体制
- (4) 個人情報の管理状況についての検査に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、委託者が必要と認める事項

(再委託の制限及び承認手続)

第5条 受託者は、本委託業務の遂行に必要な個人情報の処理は自ら行うものとし、委託者が承認した場合を除き、第三者にその処理を委託してはならない。

- 2 受託者は、本委託業務の一部を第三者（子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。）を含む。）へ再委託（再委託先の事業者が受託した事業の一部を別の第三者に委託する再々委託等多段階の委託を含む。以下同じ。）する場合は、再委託の対象とする業務の範囲及び再委託の必要性並びに第4条の報告と同等の再委託先に関する事項を記載した申請書を提出し、委託者の承認を得るものとする。
- 3 受託者は、本委託業務の一部を再委託する場合には、再委託する業務の内容、個人情報の内容等を考慮し、必要に応じて氏名を番号に置き換えるなどの匿名化措置を講ずるものとする。

- 4 受託者は、再委託を行った場合、再委託の相手方に本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、受託者と再委託の相手方との契約内容にかかわらず、委託者に対して再委託の相手方による個人情報の処理及びその結果について責任を負うものとする。
- 5 受託者は、再委託を行った場合、その履行状況を管理・監督するとともに、委託者の求めに応じて、管理・監督の状況を委託者に対して適宜報告しなければならない。

(複製等の制限)

第6条 受託者は、委託者の承諾があるときを除き、この契約による業務を行うために委託者から提供された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(個人情報の適正な管理)

第7条 受託者は、本委託業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失、毀損及び改ざんの防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(委託業務終了時における個人情報の消去及び媒体の返却)

第8条 受託者は、本委託業務が終了したときは、本委託業務において保有した各種媒体に保管されている個人情報について、復元又は判読が不可能な方法により直ちに消去又は廃棄を行うとともに、委託者より提供された個人情報については、返却しなければならない。

(検査及び立入調査)

第9条 受託者は、委託者からの指示に基づき、原則として年1回以上の実地検査を受け入れるものとする。なお、やむを得ない理由により実地検査が困難である場合は、書面検査を受け入れるものとする。また、再委託を行う場合は、受託者（必要に応じ委託者）は、原則として年1回以上の再委託先への実地検査（やむを得ない理由により実地検査が困難である場合は書面検査）を行うものとする。

- 2 委託者は、前項の目的を達成するため、作業場所を立入調査することができるものとし、受託者に対して必要な情報を求め、又は本契約における個人情報の取扱いに関して必要な指示をすることができるものとする。

(個人情報の漏えい等の事案の発生時における対応)

第10条 受託者は、保有した個人情報について、漏えい等安全管理の上で問題となる事案を把握した場合は、直ちに被害の拡大防止等のために必要な措置を講ずるとともに、委託者に事案が発生した旨、被害状況、復旧等の措置、本人への対応等について直ちに報告しなければならない。

- 2 受託者は、委託者と協議の上二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、可能な限り当該事故に係る事実関係及び発生原因を調査し、再発防止のために必要な措置を講じなければならない。

(損害賠償)

第11条 受託者が本特記事項の内容に違反し、又は怠ったことにより委託者に対する損害を発生させた場合は、契約書の規定により、受託者は、委託者に対してその損害を賠償しなければならない。

ない。

(契約の解除)

第12条 委託者は、受託者が本特記事項に定める義務を履行しない場合は、契約書の規定に基づき、本契約を解除することができる。

2 受託者は、前項の規定による本契約の解除により損害を受けた場合において、委託者に対してその損害の賠償を請求することはできないものとする。